

木曾文化公園宿泊施設利用規則

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
規則第 38 号

(目的)

第 1 条 この規則は、木曾文化公園宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申し込み)

第 2 条 宿泊施設を使用するものは、あらかじめ使用申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第 3 条 次の各号の一に該当すると連合長が認めたときは、使用を禁止することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる者

(2) その他使用が不相当と認められる者

(使用料の額)

第 4 条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第 5 条 宿泊施設を利用するものは、使用料を納付しなければならない。ただし、連合長が、特別の事由があると認められたときは、減免することができる。

(賠償責任)

第 6 条 使用者が故意又は過失により施設等を破損し、又は滅失したときは、連合長の命ずるところにより、損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）宿泊料金

| 区 分 | 利 用 料 金 |
|-------------|---------|
| 大人 | 3,800 円 |
| 小学生以下の小人 | 2,000 円 |
| 学生団体（高校生以下） | 2,000 円 |

（ア）宿泊者が、1室を2人以下で使用する場合の宿泊料金は、30パーセントの範囲内で加算することができる。

（イ）宿泊者の利用は、原則として15時から翌朝の10時までとする。

（ウ）冬期間又は、必要に応じて暖房利用の場合は、暖房料として1人400円を加算する。

（2）席料

| 区 分 | 料 金 | |
|---------|---------|---------|
| | 1日（8時間） | 半日（4時間） |
| 1室（10畳） | 1,600 円 | 800 円 |

（ア）休憩の利用時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。

（イ）利用者が休憩時間を超えて引き続き客室を利用する場合には、この席料を加算することができる。

（ウ）冬期間又は必要に応じて暖房を利用した場合は、暖房料として400円を加算する。

（3）奉仕料

利用料金の10%を徴収する。